

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第60号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例の一部を改正する条例

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例（平成27年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。